

地域生活支援拠点のイメージ図

豊橋市では、①「相談」、②「体験の場や機会」、③「緊急時の受入・対応」、④「専門的人材の確保・養成」、⑤「地域の体制づくり」の5つの機能について、個々の機関が有機的な連携の下に1つの拠点として機能するよう面的整備を行い、評価・改善を図っています。



地域生活支援拠点の主な改善点

年度	機能	内容
令和3年度	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しに係る協議（理想とする人員配置、要件とする資格の検討） ○自立支援協議会の医療的ケアに関する検討会等で「医療的ケア児等マネージャー（仮）」の設置、医療的ケア児者を対象とした移動支援事業について協議
	地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の会議体として、「日中サービス支援型GH検討会」「人材育成検討会」「障害児の家族・地域支援対応検討会」を新設 ・「日中サービス支援型GH検討会」…要綱等を整備。日中サービス支援型GHのサービスの質の向上のため助言等を行った。 ・「人材育成検討会」…アンケートを実施し、事業所が求める職場外研修のテーマや研修を行える人材等を把握できた。令和4年度の基幹相談支援センター実施の研修内容に反映。 ・「障害児の家族・地域支援対応検討会」…ペアレントメンターの育成、ペアレントトレーニングの実施方法の検討を行った。
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターに「虐待防止監督官（仮）」の設置の協議 ○やむを得ない措置の協定締結先を拡充。やむを得ない措置での利用可能な部屋の確認や緊急時短期入所の利用可能な事業所を把握することができた。（締結先…4法人から12法人に増加）
令和4年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> ○県の手引きの内容を反映し、地域生活支援拠点評価方法の見直し ○地域生活支援拠点の全体像のイメージを図化
	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しについて協議（予算やプロポーザル方法等の検討） ○自立支援協議会の「医療的ケアに関する検討会」等で医療的ケア児等支援マネージャーの設置、医療的ケア児者移動支援事業について協議を継続 ○相談支援事業所訪問、虐待防止に係る事業所訪問を実施
	地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会の会議体として、「障害児の家族・地域支援対応検討会」を「ペアトレ支援体制検討会」に改名 ○大規模災害時支援体制マニュアルを改定、参集訓練の実施
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援協議会及び権利擁護ネットワーク協議会等で虐待防止相談員の設置について協議
令和5年度	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹・委託の相談支援体制の見直しによる新体制移行と評価 ○医療的ケア児者移動支援事業開始
令和6年度 （予定）	相談 地域体制作り 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児等支援マネージャーの設置
	緊急時の受入・対応	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターに「虐待防止マネージャー」の設置